

令和8年度与党税制改正大綱～その1～

Q: 令和8年度与党税制改正大綱について、中小企業税制を中心に主な改正内容を教えて下さい。

A: 強い経済の実現に向けた成長拡大投資を重視

1. 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

(1) 概要

青色申告書を提出する法人が、特定生産性向上設備（仮称）を取得等し、事業の用に供した場合に即時償却又は税額控除が適用可能な制度です。

税制措置（選択適用）	建物・建物附属設備・構築物	機械装置・工具器具備品・ソフトウェア
特別償却	取得価額×100%（即時償却）	
税額控除	取得価額×4%	取得価額×7%
	控除限度額：法人税額×20% なお、令和11年3月31日までの間に予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人で、その対応を確実に実施している事について経済産業大臣の確認を受けた場合には、控除限度超過額について3年間の繰越控除が認められる。	
適用要件	①令和11年3月31日までに特定生産性向上設備等に係る投資計画につき経済産業大臣の確認を受ける事。 ②その確認を受けた日から同日以後5年以内に取得等をし、事業の用に供する事。	
特定生産性向上設備等に係る投資計画の適合基準	①生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上である事（中小企業者については5億円以上） ②投資利益率が年平均15%以上となることを見込まれるものである事。 ③資金調達手段が記載されている事。 ④取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものである事。 ⑤生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものである等の要件を満たすものである事。	
他の税制との併用について	特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人は、その投資計画の期間中において、次の制度による特別償却及び税額控除の適用を受ける事ができない。 ①地域未来投資促進税制 ②中小企業経営強化税制（繰越税額控除の適用は可能） ③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	

(2) 特定生産性向上設備等

種別	取得価額等
建物	一の取得価額が1,000万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が120万円以上のもの（一の取得価額が60万円以上、かつ、一事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）
構築物	一の取得価額が120万円以上のもの
機械装置	一台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
工具及び器具備品	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（1台又は1基の取得価額が40万円以上、かつ、一事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）
ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの

(3) 適用時期

改正産業競争力強化法の施工日から令和11年3月31日まで。

2. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例

減価償却資産の取得価額を現行の30万円未満から40万円未満に引上げ、適用期限を3年延長します。

3. 賃上げ税制の延長

中小企業については、現行の要件、控除率が維持され、令和8年3月31日まで延長されます。なお、教育訓練費の上乗せ措置は廃止されます。

4. 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、本経過措置の最終的な適用期限を令和13年9月30日へと2年延長し、控除可能割合を令和8年10月から70%、令和10年10月から50%、令和12年10月からは30%と段階的に縮減されます。

令和8年1月
税理士法人石井会計